

地域計画

策定年月日	令7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	会津美里町 07447
地域名 (地域内農業集落名)	上戸原地区 (上戸原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	35.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35.3 ha
② 田の面積	14.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	21.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 当該集落は、一部の農地が基盤整備未実施であるため、狭小不整形農地が多い。
- 会津身不知柿の栽培が盛んな集落で、農業経営は水稻を中心として、柿、きゅうり、梅などの高収益作物の導入により複合経営が進んでいる。
- 耕作者は、40代～80代と年齢幅が広く、集落外からの入作者も多い。
- 集落内には、畑が多く特に樹園地(柿)の荒廃化が進み耕作放棄地が増加しているため、耕作放棄地の解消や再生不能になる前に担い手への集積が急務である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 経営規模について、現状維持及び規模拡大を志向する経営体は複数存在するが、規模縮小を志向する経営体が多いため、規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。
- 集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については自治区と耕作者が一体となって保全に努める。
- 小区画の農地は作業効率が悪く、今後、耕作放棄地になってしまう恐れがあることから、将来にわたり持続可能な農業を実現するため、集落ぐるみで耕作放棄地の防止や基盤整備について検討を進める。
- 個人経営の農業者の高齢化により営農継続が困難にならないように、今後、集落営農組織や法人化により新たな担い手を確保・育成は図るとともに、機械の共同化を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
・効率的な農用地の活用を図るため、町農業委員会と連携し、農地の集積・集約化に努める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	28.0 %	将来の目標とする集積率	60.0 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標
・担い手への農地の集積と併せ、集約化を進めることで、団地面積の拡大を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

- (1) 農用地の集積、集団化の取組
 - ・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
- (2) 農地中間管理機構の活用方法
 - ・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
- (3) 基盤整備事業への取組
 - ・集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
 - ・機械が大型化され小区画の農地は作業効率が悪く、今後、耕作放棄地になってしまう恐れがあることから、集落ぐるみで基盤整備事業の活用について検討する。
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組
 - ・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていく、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
 - ・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り、農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①畠が多くクマ等の鳥獣被害が多いいため、被害が拡大しないように防護策を設置する。
 - ⑤耕作放棄地となった果樹畠(柿)へ遊休農地再生事業等を活用しながら農地の適正な管理に努める。
 - ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	担い手①	水稻+果樹	0.1 ha	ha	水稻+果樹	0.1 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手②	水稻+穀類	2.1 ha	ha	水稻+穀類	2.1 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手③	水稻+果樹	0.1 ha	ha	水稻+果樹	0.1 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手④	水稻+野菜	4.5 ha	ha	水稻+野菜	4.5 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑤	水稻+果樹	3.1 ha	ha	水稻+果樹	3.1 ha	ha	凡例参照	
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	5経営体		9.9 ha	0 ha		9.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) / うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。